

[別紙1]

## NICU等からの地域移行支援事業補助金の 事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (事業の実施を開始する30日後まで)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

\* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※事業の完了日は:事業実施期間の末日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内と交付決定を受けた年度の翌年度の4月30日のいずれか早い方)

○実績報告は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

#### ◎補助金の支払い

○補助金の額確定後に交付します。

資料提出・問い合わせ先 福祉保健部・子育て王国推進局子ども発達支援課  
鳥取県鳥取市東町1丁目220  
0857-26-7865 kodomoshien@pref.tottori.lg.jp